

学校感染症・登校許可証明書 記入について(ご依頼)

本学では、学校感染症に罹患あるいは罹患した疑いがあり、他への感染の恐れがある場合、登校停止を規定しております。お手数をおかけしますが、他への感染の恐れがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。なお、本学より問い合わせをさせていただいた場合には、どうぞよろしくお願い申し上げます。

学長 殿

学校感染症・登校許可証明書

学科 (本人記入)	フリ ガナ 氏 名	男 ・ 女
学籍番号 (本人記入)	生年月日	年 月 日 生

上記の者は、下記疾患に罹患、あるいは罹患した疑いにより、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から症状を認めておりましたが、もはや他への感染の恐れがないものと考え、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から登校停止解除が妥当であると考えます。

疾患名 (該当するものに○を記入してください)	出席停止期間の基準 (以下の基準に基づき、主治医が判断)	
エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	第一種
痘そう	南米出血熱	
ペスト	マールブルグ病	
ラッサ熱	急性灰白髄炎	
ジフテリア		
重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるもの)		
中東呼吸器症候群 (病原体が MERS コロナウイルスであるもの)		
特定鳥インフルエンザ		
新型インフルエンザ等感染症		
指定感染症 ( )		
新感染症 ( )		第二種
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	解熱した後 3 日を経過するまで	
水痘 (水ぼうそう)	発疹が消失するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
コレラ	細菌性赤痢	第三種
腸チフス	パラチフス	
腸管出血性大腸菌感染症		
ウイルス性結膜炎 (流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎)		
その他の感染症* ( )		

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎：ノロウイルスなどによって起こる嘔吐や下痢)

年 月 日 医療機関名 ・ 住所

医 師 名 印

学校感染症・登校許可証明書は、登校時に 1 号館学務・学生支援グループへ提出してください。